

正かどうかを確認することができるものです。縦覧できる方は、固定資産税の納税者本人です。なお、代理人に縦覧を依頼する場合は委任状が必要となります。

また固定資産税課税台帳については、自己資産について記載された内容を1年中閲覧することができるのと同時に、借地人・借家人についても使用または収益の対象としている部分について閲覧できます。

この期間中に、ご自分の所有している土地や家屋、償却資産の登録事項に誤りがないかどうかを確認してください。

家屋を新築・増築または取り壊した場合の届出について

家屋を新・増築した場合（登記又は確認申請を提出した場合は除く）は、税務保険課へ連絡してください。また、家屋を取り壊した場合についても、税務保険課へ家屋滅失届を提出してください。

これらの届出がない場合、評価もれとなって遡って固定資産税が課税されたり、固定資産税課税台帳から登録が抹消されずに課税されたままとなったりしますので、速やかに税務保険課に連絡くださるよう、ご協力をお願いします。

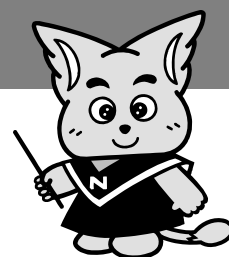
お問い合わせは、役場税務保険課 ☎ 77 - 3615、由岐支所総務室 ☎ 78 - 2211 まで

国民年金だより

平成19年4月からの国民年金保険料

平成19年度の国民年金保険料は 月額 14,100 円

（平成18年度保険料月額 13,860 円から、240 円引き上げ）



便利でお得な口座振替がおすすめです！

平成19年度国民年金保険料 納付額早見表（現金納付・口座振替比較）

平成19年度	1ヶ月分		6ヶ月分		1年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付（納付書による現金納付及び翌月末振替の口座振替）	14,100 円		84,600 円		169,200 円	
毎月振替【早割】 （当月末振替の口座振替）	14,050 円	50 円	84,300 円	300 円	168,600 円	600 円
6ヶ月前納（現金振替）			83,910 円	690 円	167,820 円	1,380 円
6ヶ月前納（口座振替）			83,640 円	960 円	167,280 円	1,920 円
1年前納（現金振替）					166,200 円	3,000 円
1年前納（口座振替）					165,650 円	3,550 円

口座振替のお申し込みは

「国民年金保険料口座振替納付書(変更)申出書」により、金融機関、郵便局、またはお近くの社会保険事務所へお申し込み下さい。

（注1）口座振替での前納のお申し込みは 1年度分及び上期6ヶ月分(4～9月分)の締切日は2月末までに、また、下期6ヶ月分(10月分～翌年3月分)の締切日は8月末までです。

（注2）すでに口座振替で前納されている方(引き続き1号被保険者である方)は、毎年お申し込みしていただく必要はありません。

納付する場所は

4月に送付される「国民年金保険料納付案内書」を使用して、お近くの金融機関、郵便局、コンビニエンスストア(一部不可) 社会保険事務所などで納付できます。

（注3）1年・半年以外でも、現金によりご希望月から翌年3月までの前納も可能です。

国民年金保険料の納め忘れはありませんか

保険料を納め忘れのままにしておくと、老後の「老齢基礎年金」、障害の状態になったときの「障害基礎年金」、一家の働き手が家族を残して亡くなったときの「遺族年金基礎年金」が受けられなくなる場合もありますので、保険料の納め忘れがないかご確認をお願いします。(それぞれの年金を受けとるには、一定の要件が必要となります。)

納めることが困難な方には、「保険料免除制度」、学生であれば「学生納付特例制度」があります。詳しいことは、お気軽に社会保険事務所へお問い合わせください。